

**平成21年度食料供給基盤保全管理対策支援事業に係る公募要領**  
**(事業実施主体の主たる事務所が関東農政局管内に在する団体)**

制定：平成21年9月24日 21 関整第1127号 関東農政局長

**第1 総則**

平成21年度食料供給基盤保全管理対策支援事業（以下「補助事業」という。）に係る課題提案の実施については、この要領に定める。

**第2 公募対象補助事業等**

**(目的)**

農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等について、民間団体が有する知見と技術を活用し、地域レベルで普及している効果的な取組等について多様な調査、その機能の分析評価を行い、これらにかかる成果を整備し、関係機関等に提供し共有するとともに、機能評価結果等について現地適合性の検証を支援することで、農地・農業用水の保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料供給力の確保等に資する。

**(内容)**

農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給の確保等のため、農地等の保全管理に係る多様な主体の参画や既存の情報ツール等の活用による啓蒙普及を含めた次の内容を実施できるものとする。

1 調査計画の策定等

(1) 食料供給基盤の保全管理等のための調査

(2) 調査及び評価の計画等の策定のための地域農業政策等に関する調査

2 農地・農業用水が有する安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等の調査及び評価

(1) 機能調査

(2) 機能評価

(3) 機能調査及び機能評価結果データの整備等

3 農地・農業用水が有する安全で信頼性の高い食料の安定供給の機能等の調査及び評価結果に係る現地適合性試験

(1) 機能調査及び機能評価に基づく現地適合性試験

(2) 機能調査及び機能評価に基づく保全管理手法の検討

このほか、補助事業の詳細内容については、別添「食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱」及び「食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要領」を参照すること。

### 第3 公募対象団体

公募に応募できる団体は、次に示す1及び2の双方に適合するものとし、事業実施主体の主たる事務所が、関東農政局管内（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）に在する団体とする。

#### 1 対象団体

- (1) 農業協同組合連合会
- (2) 農業協同組合
- (3) 全国農業会議所
- (4) 農業会議
- (5) 農業委員会
- (6) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法報律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう）
- (7) 農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第7項に規定する法人をいう。）
- (8) 特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう。）
- (9) NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する法人をいう。）
- (10) 公益社団法人、公益財団法人（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する法人をいう。）、一般社団法人及び一般財団法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する法人をいう。）
- (11) 独立行政法人（独立行政法人通則法平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する団体をいう。）
- (12) 土地改良区
- (13) 土地改良事業団体連合会
- (14) 大学（学校教育法昭和22年法律第26号）第83条第1項または第108条第1項に規定する大学をいう。）
- (15) その他農地、農業用水、農業水利施設の適切な保全管理を通じた食料の安定供給又は多面的機能の発揮に向けた活動を行う団体

ただし、任意団体を設立予定の場合にあつては、当該任意団体において予定している構成員の代表が応募することができる。

#### 2 応募資格・条件等

- (1) 農地、農業用水、農業水利施設等の適切な保全管理を通じた安全で信頼性の高い食料の安定供給等に効果が見込まれること。
- (2) 事業実施計画が、事業実施期間以内に完了するものであること。

### (3) その他

次に掲げる承認基準に適合するものであること。(技術提案書に記載すること。)

- ①事業実施に関係する団体等との必要な調整・連携が見込まれること。
- ②事業内容が土地改良事業(土地改良法(昭和二十四年六月六日法律第九十五号)第2条の2に規定する事業をいう)により整備された農地又は農業水利施設等を対象としたものであること。
- ③事業内容の1及び2の事業を必ず行うものであること。
- ④事業内容の3の事業については、先進的な取組と認められるものであること。
- ⑤事業の成果を関係者で共有するためのシステムを活用していること又は活用することが確実と見込まれること。

## 第4 補助対象経費の範囲

- 1 賃金
- 2 報償金
- 3 旅費
- 4 需用費
- 5 役務費
- 6 委託費
- 7 使用料及び賃借料
- 8 備品購入費
- 9 給料、職員手当等
- 10 共済費

なお、当該補助事業の仕入れに係る消費税等を消費税等納付額から控除できる団体にあつては、仕入れに係る消費税等は補助対象経費にならないので注意すること。

## 第5 申請できない経費

事業実施に関連のない経費

## 第6 補助金の額及び補助率

補助対象となる事業費は、1団体当たり今年度は、30,732,000円以内とし、この範囲内で事業の実施に必要な経費を定額により補助する。

なお、補助の額は、補助対象経費の金額の算定に誤りがないかどうか審査をしたうえで決定するため、提案のあった額より減額されることがあるので、予めご了承願いたい。

## 第7 課題提案等の提出について

- 1 提出書類
  - (1) 事業に係る課題提案書 15部
  - (2) 補助事業費内訳(参考資料として提出する。別添様式により、補助事業等

- を実施するために必要な経費をすべて記載すること。また、根拠も記載すること) 15部
- (3) 定款、寄付行為等の規約 15部
- (4) 直近の資産、負債、収支予算及び収支決算等に関する事項が記載された財務関係書類 15部
- (5) 任意団体規約等(ただし、予定任意団体代表者の場合は除く) 15部
- (6) (3) から(5) は、応募する団体が該当する場合に提出する
- 2 提出方法  
持参又は郵送により提出すること。
- 3 提出期限  
平成21年10月7日(水) 17:15まで  
(郵送の場合は、平成21年10月7日(水)までに窓口必着とする。)
- 4 提出・照会等窓口  
〒330-9722 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎二号館  
農林水産省関東農政局整備部地域整備課  
TEL (048) 600-0600(代表)  
FAX (048) 600-0624  
担当者 農業土木専門官 小林 覚(内線3901)  
調整係長 相馬 淳夫(内線3543)

## 第8 課題提案書の内容等

- 1 課題提案書(様式は任意。ただし、A4版で5枚以内(片面印刷で、文字サイズは11ポイント以上)とすること。図表等を用いてもよい。)は、以下の項目について記載すること。また、課題提案書は日本語で記載すること。
- (1) 事業実施方針及び内容(事業目的に即した具体的な実施方針の設定、先進的な取組み、効果の見込み)
- (2) 事業実施計画(事業実施手順、スケジュール、整備対象範囲等)
- (3) 事業実施方法(事業内容毎の具体的な実施手法)
- (4) 事業実施体制(事業実施体制・成果を関係者と共有する体制の整備)
- (5) 事業遂行能力(中立性・公平性の確保、農地又は農業水利施設等に関する情報収集、調査等の取組みの実績の有無等(過去5ヶ年))
- 2 課題提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- 3 一度提出された課題提案書等は、変更及び取消しができない。また、課題提案書等は返却しない。
- 4 課題提案書等は、当該公募に係る事務手続き以外の目的で、応募者に無断で使用しない。
- 5 課題提案書の内容は、別に定める事業実施要領に示す事業実施計画書の内容に沿ったものであること。

- 6 複数年（最長5年）に渡って事業を実施したい場合は、事業全体の実施計画内容であること。

## 第9 課題提案書の選定（特定）

- 1 補助金等交付候補者の選定は、関東農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会において、審査基準に基づき、提出された課題提案書等の審査の上、選定する。
- 2 課題提案会を開催しないため、提出された課題提案書等のみをもって審査し、選定する。
- 3 補助金等交付候補者は、提出された課題提案書等を審査し、補助事業遂行能力が具わっていないと判断できる場合は、応募者が1団体であっても補助金等交付候補者として選定しない。

## 第10 選定結果の通知

関東農政局整備部関係補助金等交付先選定審査委員会における審査・選定の結果、補助金等交付候補者として選定された団体に対しては選定された旨を、補助金等交付候補者として選定されなかった団体に対しては、選定されなかった旨を、それぞれ平成21年10月30日（金）までに通知する。

## 第11 主な留意事項

- 1 補助事業の実施に当たっては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要綱、食料供給基盤保全管理対策支援事業実施要領及び農地等整備・保全推進事業費補助金等交付要綱に従って実施すること。
- 2 当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5ヶ年間整備保管すること。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図ること。

なお、当該財産のうち1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第13条第4号の規程により農林水産大臣が別に定める処分制限財産とし、当該財産については農林水産大臣が別に定める期間内において、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより、収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

- 4 当該補助事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間に関わらず、第三者に漏らしてはならない。

